

浜田市特定空家等対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項及び浜田市空家等対策の推進に関する条例（平成28年浜田市条例第49号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、特定空家等に係る建物の所有者等に対する勧告及び支援について検討するため、浜田市特定空家等対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 法第2条第2項に基づく特定空家等の認定に関すること。
- (2) 法第14条第2項に基づく勧告をする特定空家等に係る建物の選定に関すること。
- (3) 浜田市特定空家等対策事業実施要綱（平成29年浜田市告示第18号）第4条第4項に基づく特定空家等に係る建物の審査に関すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、都市建設部長をもって充て、委員長に事故があるときはあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、建築住宅課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

委員名簿

部の区分	職名
総務部	防災安全課長
	行財政改革推進課長
	財政課長
地域政策部	定住関係人口推進課長
市民生活部	環境課長
都市建設部	建設企画課長
	維持管理課長
	建築住宅課長
消防本部	警防課長